

新潟市実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）及び第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援の提供を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用（以下「実費徴収額」という。）の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする実費徴収に係る補足給付事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施方法等)

第2条 事業の実施については以下の通りとする。

(1) 教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助

①対象者

生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯である教育・保育給付認定保護者又は収入その他状況を勘案し、これらに準ずる者として市長が認める教育・保育給付認定保護者

②対象となる実費徴収額の範囲

①に該当する保護者の教育・保育認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育を受けた場合における食材料費以外の実費徴収額（新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に関する条例（平成26年新潟市条例第56号）第13条第4項及び第43条第4項の規定による費用又は特例保育の提供に当たって徴収される同規定に掲げる費用に限る。）

③施設による代理請求・代理受領について

市長は、特定教育・保育施設（公立の施設を除く）に対して、あらかじめ（1）②に定める対象者から同意を得た上で通知し、日用品、文房具等の購入に要する費用について補助すべき額の限度において、対象者に代わり、特定教育・保育施設に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し日用品、文房具等の購入に要する費用の補助があったものとみなす。

④補助金額

補助する金額は月額2,800円の範囲内とする。

(2) 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助

①対象者

特定子ども・子育て支援の提供を受ける施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者であって、次のア若しくはウに該当する者又はイに掲げる施設等利用給付認定子どもがいる者

ア 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が7万7,101円未満である者

イ 第3子以降算定基準子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。以下同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合の第3子以降算定基準子ども（その出生の最も早いものから数えて第3子以降のものに限る。）である者。

ウ 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者。

ただし、ア～ウにおいて教育・保育給付認定との併給認定児童の保護者は除く。

②対象となる実費徴収額の範囲

特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供にかかる実費徴収額

③施設による代理請求・代理受領について

市長は、特定子ども・子育て支援提供者に対して、あらかじめ（2）

①に定める対象者から同意を得た上で通知し、副食材料費に要する費用について補助すべき額の限度において、対象者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し副食材料費に要する費用の補助があったものとみなす。

④補助金額

補助する金額は月額を新制度幼稚園の公定価格上の副食費徴収免除加算の単価に20を乗じた額の範囲内とする。

(実施施設等)

第3条 次に掲げる施設及び事業者は、対象者に係る前条の実費徴収の全部又は一部を免除又は補助することができる。

(1) 保育所 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設を除く。）をいう。

(2) 幼稚園 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する、施設型給付費の支給に係る施設としての確認を受けた幼稚園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされた施設を除く。）および子ども・子育て支援法第三十条の十一第1項に規定する施設等利用費の支給に係る施設としての確認を受けた幼稚園（同法第二十七条第1項に規定する特定教育・保育施設であるものを除く）をいう。

(3) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

(4) 家庭的保育事業者 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業者をいう。

(5) 小規模保育事業者 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業者をいう。

(6) 事業所内保育事業者 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

(費用の交付)

第4条 市長は、第2条に定める代理請求・代理受領について、実施施設等（公立の施設を除く。）に対し、予算の範囲内で、別に定めるところにより事業を実施するために必要な費用を補助する。

(その他)

第5条

①第2条(2)にある市町村民税所得割合算額を判定する保護者等の世帯所得の時期は、当該年度分（実費徴収額の支払いのあった月が4月から8月の場合にあっては、前年度）の市町村民税で判定する。

②この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２８年１月１３日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年２月１６日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、平成２８年３月２５日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年１０月２５日から施行し、令和元年１０月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１月５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年８月１４日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和８年６月５日から施行し、令和８年４月１日から適用する。